

議 案 第 6 9 号

松戸市公民館の設置及び管理に関する条例及び松戸市立博物館条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市公民館の設置及び管理に関する条例及び松戸市立博物館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月23日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法及び博物館法の改正に伴い、公民館運営審議会及び博物館協議会の委員の委嘱又は任命に係る基準を新たに定めるため。

松戸市公民館の設置及び管理に関する条例及び松戸市立博物館条例の一部を改正する条例

(松戸市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 松戸市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和51年松戸市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 審議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、松戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

第4条第3項中「2年とする」を「2年とし、再任を妨げない」に改め、同条第4項及び第5項を削る。

(松戸市立博物館条例の一部改正)

第2条 松戸市立博物館条例（平成4年松戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項を次のように改める。

2 協議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

第8条第3項中「協議会の」を削り、同条第4項中「規定する」を「定める」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。